

1. 冒頭説明
2. 趣旨説明—外務省ブリーフ
3. G8外相会合(12月ボン)—外務省ブリーフ
4. 国際シンポジウムの企画
 - ① 「紛争予防 NGO シンポジウム」
 - ② 「21世紀の展望—紛争予防国際シンポジウム」
5. 今後の研究計画

1. 伊藤 憲一 日本国際フォーラム理事長による報告
「日本国際フォーラム及び日本予防外交センター（JCPD）の活動について」
2. 小澤 俊朗 日本国際問題研究所所長代行による報告
「紛争予防に関する最近の動き」
3. 紛争予防シンポジウム調査出張報告
4. 紛争予防 NGO シンポジウムと紛争予防理論シンポジウムの準備状況

1. 堂之脇 光朗 日本予防外交センター副会長による報告
「小型武器問題の現状」(資料1)

2. 大西 健丞 ピース ウィンズ・ジャパン主任調整員
遠山 清彦 ピース ウィンズ・ジャパン平和政策ユニット
コーディネーターによる報告
「紛争予防とNGO:ピース ウィンズの紛争予防及び紛争解決分野への取り組み」

3. 細野 真一 外務省国連政策課首席事務官による報告
「紛争予防に関する外務省の考え」

4. 小澤 俊朗 日本国際問題研究所所長代行による報告
「紛争予防に関する最近の動き」

5. NGOディレクトリーの作成について

6. 紛争予防NGOシンポジウムと紛争予防理論シンポジウムの準備状況

1. 福島 安紀子 総合研究開発機構主任研究員による報告
「OSCEの紛争予防へのアプローチ」(資料2)

2. 加藤 憲一 財団法人カラモジア理事長による報告
「ミャンマー:紛争予防への包括的アプローチ
ー貧困・環境破壊・麻薬・軍事衝突を超えてー」(資料3)

3. 赤堀 毅 外務省法規課首席事務官による報告

「1998年1月の紛争予防戦略に関する国際会議について」

4. 紛争予防 NGO シンポジウムと紛争予防理論シンポジウムの準備状況について

5. NGO ディレクトリーの作成について

第5回「紛争予防」研究会議題

2000年7月3日

1. 紛争予防 NGO シンポジウムと紛争予防理論シンポジウムの報告と反省

2. 細野 真一 外務省国連政策課首席事務官による報告

「G8サミットと国連ミレニウムサミットに向けての紛争予防テーマの準備状況」

3. 紛争予防研究会の今後の活動方針について

4. NGO ディレクトリーの作成について

第6回「紛争予防」研究会議題

2000年9月19日

1. 森 祐次 UNHCR パリナック北アジア太平洋地域 NGO 代表による報告

「スリランカの NGO における紛争予防活動：サルボダヤの挑戦」

(資料4)

2. 奥 克彦 外務省国連政策課長による報告

「G8サミット・国連ミレニウムサミットと紛争予防」

3. 川上 隆久 外務省国際平和協力室長による報告

「PKO パネル報告の概要紹介」

4. 森田 幸一 外務省北米一課地域調整官による報告

「日加安保シンポジウムの開催について」

5. 「紛争予防」研究会の今後の活動方針案について

6. NGO ディレクトリー作成について

第7回「紛争予防」研究会議題

2000年11月1日

1. 首藤 信彦 インターバンド代表による報告

「インターバンドの活動内容と紛争予防への取り組み」(資料5)

2. 秋元 義孝 外務省無償資金協力課長による報告

「ジャパン・プラットフォームについて」

3. 中山俊宏 当研究所研究員による報告

「平和と安全に関する日加協力シンポジウム」(11月17-18日開催)について

4. NGO ディレクトリーの進捗状況について

5. 平成13年度「紛争予防シンポジウム」及び研究会の今後の活動方針について

第8回「紛争予防」研究会議題

2000年12月18日

1. 長 有紀枝 難民を助ける会専務理事による報告

「地雷と紛争予防」(資料6)

2. 黒澤 啓 国際協力事業団企画評価部環境・女性課長による報告

「国際協力事業団の紛争予防関連プロジェクト」(資料7)

3. 山田 哲也 当研究所研究員による報告

「平和と安全に関する日加協力シンポジウム」(11月17-18日開催)報告

4. NGOディレクトリー及び紛争予防ホームページについて

5. 平成13年度「紛争予防シンポジウム」について

第9回「紛争予防」研究会議題

2001年2月5日

1. 阿曾村 邦昭 日本予防外交センター所長による報告

「平成12年度の日本予防外交センターの国内外における活動について」

2. 川上 隆久 外務省国際平和協力室長による報告

「ブラヒミ報告の分析」

3. 奥 克彦 外務省国連政策課長による紹介

紛争予防シンポジウム「予防の文化－国連から市民社会まで」(仮題)

(3月13-14日開催：外務省主催)について

4. 片岡 貞治 当研究所研究員による紹介

国際シンポジウム「アフリカにおける紛争と平和共存の文化」

(2月15-16日開催)について

5. 紛争予防ホームページについて (<http://www.conflict-prevention.org>)

6. 平成13年度「紛争予防シンポジウム」について

2000年4月18日

小型武器問題の現状(骨子)

日本予防外交センター副会長
堂之脇 光朗

1. 小型武器問題の背景

- 冷戦時代及びその後の紛争地への過剰供給
- 地域紛争の頻発と現実の「大量破壊兵器」としての小型武器

2. 紛争予防との関連性

- 対人地雷と異なり紛争再発予防に小型武器の回収・廃棄、供給規制が不可欠

3. 国連による取り組み

- マリ大統領の要請、「平和への課題、追補」、
- 政府専門家パネル、及びグループの報告書—DDRガイドラインの必要性、「治安と開発のための総合的アプローチ」の必要性等、
- 2001年国際会議開催の決定

4. その他の地域機構等による取り組み

- UNDP、OECDのDAC、世銀、
- 1998年ブラッセル会議、EUの取り組み、
- OAS銃器規制条約とウイーンにおける銃器規制議定書交渉、
- OAU及び準地域機構による取り組み

5. わが国の取り組み

- 今だ低い一般国民の関心、
- カンボジアでの協力の可能性

6. 2001年国際会議の問題点

- 会議の目的、
- 第一回準備委員会の模様、
- 問題点：「非合法取引のあらゆる側面」に紛争終了地における小型武器の回収・廃棄までは含め得るであろうが、どこまで合法取引の自制を含め得るか、小型武器の非人道的使用は含め得るか、NGOの参加をどこまで認めるか等につき国連加盟諸国間に見解の差あり

2000 年 5 月 23 日

OSCE の紛争予防へのアプローチ

総合研究開発機構主任研究員・慶応大学客員助教授
福島 安紀子

1. OSCE と紛争予防

1990 年 11 月パリ首脳会議—「欧州の対立と分断の時代は終わった」

→ 協調的安全保障

1992 年 7 月ヘルシンキ首脳会議—「不安定と危機の時代」

→ 紛争予防への取り組み

1994 年 12 月ブタペスト首脳会議—名称変更—CSCE→OSCE

1999 年 11 月イスタンブール首脳会議—欧州安全保障憲章

〈参考〉 1999 年 11 月イスタンブール首脳会議で採択された欧州安全保障憲章 (Charter for European Security) 前文 「We are committed to preventing the outbreak of violent conflicts wherever possible. The steps we have agreed to take in this Charter will strengthen the OSCE's ability in this respect as well as its capacity to settle conflicts to rehabilitate societies ravage by war and destruction」

2. OSCE の紛争予防機能

○ 短期的紛争予防アプローチ = 紛争の芽に早期警報を出し、早期解決を図る。

少数民族問題特別代表 (High Commissioner on National Minorities, HCNM)

自由メディア代表 (Representative of Freedom of the Media)

○ 長期的な紛争予防アプローチ = 人権の尊重、民主主義の確立、法の支配の実現。民

主制度・人権事務所(Office for Democratic Institution and Human Rights, ODIHR) (←前身は Office for Free Election)

○短・長期的両方に分類されうる紛争へのアプローチ

OSCE フィールド・ミッション(←予防外交センター)

OSCE 議長(Chairman-in-Office)

OSCE 議長個人代表

(Personal Representative of the Chairman-in-Office)

3. OSCE の紛争予防活動の特色

- ・包括的な紛争へのアプローチの一環(←欧州安全保障環境からの必然性)
- ・条約に基づかず、政治宣言に基づく活動—文言の柔軟な解釈
- ・協調的アプローチ: 「work together, achieving security together with others, not against them」
- ・HCNM の活動の成果と限界—域内介入の自由、独立性、中立性、少数民族問題へ特化(法律的方法)、常任理事会との関係

4. アジアへのインプリケーション

2000年5月23日

NGOによる紛争予防への包括的アプローチ —ミャンマーのケース—

財団法人カラモジア理事長
加藤 憲一

はじめに

ミャンマー連邦は、世界の紛争地域の一つとして周知されている。その最大の理由として、1948年の独立以来、国土の約50%を支配する少数民族（武装勢力17民族）と中央政府との武力衝突や地域紛争が1989年の休戦協定まで続いたことと、同年に発生したアウン・サン・スーチー率いる民主化勢力を軍事的に制圧したことが指摘できよう。

過去十年間、国際世論は「民主化・善玉 vs. 軍事政権・悪玉」の図式で現ミャンマー政府を経済的に封鎖し、同国の民主化運動を支援してきたが膠着状態にある。この間、ミャンマー政府はアセアンに加盟し、中国との近隣外交を軸に地域的な認知を得つつある。この背景には、アジアの民主化は欧米が描くような構図では進まない事への暗黙の反発があり、体制的、時間的制約が存在することを示している。さらに、民主化が必ずしも地域紛争予防にはつながらないミャンマーの複雑な内情を認識しない限り、外圧によって逆に第二のコソボ、東ティモールを創り出す危険性の方が大きい。

歴史的に、大の親日国であるミャンマーの平和構築と民主国家への脱皮を実現するには、それなりの理解と支援と時間が必要である。その平和構築活動を忍耐強く継続することが結果として早道であろう。

I. ミャンマーの政治情勢

ミャンマーの政治趨勢は「軍事政権」「民主化勢力」そして「少数民族勢力」の均衡で決定される可能性が高い。その均衡は、内的外的要因で崩れる脆さを内蔵しており、いつで

も内乱や地域紛争化する恐れはある。ミャンマー政府は、植民地時代の遺恨に加え、独立時に仕組まれたイギリスの分割統治こそが民族紛争の火種と見ており、欧米への不信感は抜きがたいものがある。

そこに、ビルマ共産党の扇動により台頭した民主化勢力は、「第二の新たな欧米支配」の脅威に映ったと言われる。ミャンマー政府への民衆の「反政府運動」を「民主化運動」とすりかえたところに、一時的政治的効果はもたらされたものの、その後の民主化の歩みは停滞し、政府と反政府武装勢力（休戦中）との均衡がより大きな政治的比重を高めつつある。

他方、少数民族勢力はビルマ族には一線を画し、民主化勢力とミャンマー政府の衝突は「ビルマ族の内紛」と見ており、民族の自治や独立に利用できるかどうかで状況を傍観している。かと思えば、ミャンマー政府への反感は現在でも根強く、それぞれの利害でいつでも流動化し、軍事衝突する要因を備えている。

このような均衡の上に、現在の「もろい平和的状况」が成立している。我々カラモジアはこのような状況下のミャンマーで、非政府的立場を最大限に活用し、環境保全、貧困撲滅及び麻薬撲滅のための事業を通して、平和構築に寄与しようと試みている。

II. 信頼醸成

1. 南シャン州インレ湖流域の環境保全と貧困撲滅（図-1）

紛争の原因は往々にして民族、宗教、国境、資源などの争奪で生じやすいが、地域が豊かであれば、「恒産あれば恒心あり」で民情は安定し、それにふさわしい政治指導者やシステムを選択する。

カラモジアは「政治的中立、内政不干渉」をミャンマー政府に確約し、南シャン州の環境保全と貧困撲滅を目標とした「インレ湖流域共生プロジェクト」を1998年10月に立ち上げた。森林破壊による土壌劣化、表土流出、インレ湖の環境破壊、農業生産性の低下と減収、そして貧困化の悪循環を断ち切る試みである。具体的には研修センター、デモファームを核とした人材育成と適正技術の開発、アイガモ農法・土着菌を活用した飼肥料づくり等を中心とした農業振興、木炭・風力発電を導入したクリーンエネルギーの開発、奨学金の導入・学校井戸掘りプロジェクト実施による教育支援、高校生・農民による交流事業、農民・行政官育成のための研修生受入れ事業等の活動を行っている。

二年目の現在、林業省や地球温暖化防止を目指す日本企業（九州電力）と連携して森林再生に乗り出す一方、農業振興にも具体的な成果を上げつつ、中央政府のみならず南シャン州政府も全面的協力体制を敷きつつある。

2. 近隣の少数民族のアプローチ

カラモジアが導入した土着菌による有機肥料は農民のじゃがいも、米、しょうが、イチゴ、豚、鶏等の生産性向上と増収に貢献し、その話題は直ちにプロジェクト区域外の地域へも伝わった。そして、ミャンマー政府が現在でも警戒しているポー族(勇猛かつ勤勉な民族で南シャン州に居住する)がカラモジアの事業に関心を示し、ミャンマー政府最高指導部に対し、我々カラモジアとの会見を要請してきた。

NGO が緊張関係にある少数民族武装勢力と接触することを警戒した戦略情報部は残念ながら、これを承認しなかったが、近隣の少数民族の間に重要な変化が出てきたことは事実である。少数民族もいつまでも戦闘行為を継続する訳にはいかないことは熟知しており、「銃から鋤へ」は緊急課題でもある。しかし、そのチャンスが全くなかったところに、ポー族のネットワークからカラモジアの活動実績が伝わったと思われる。

また、同時期、カチン族の指導部からもカラモジアに開発支援の打診があった。カラモジアによるインレ湖周辺での活動実績が、辺境自治州少数民族の「くにづくり」のソフトになり得ると判断された模様である。

非政治的立場と地域発展に役立つ技術を生かすカラモジアのような NGOこそが、ミャンマーにおける軍事政権と少数民族の溝を埋め、信頼関係を構築する立場になれるのではないか。我々はこれら少数民族の意識の変化を積極的に受け止めている。

3. 麻薬撲滅：アヘン王国「ワ地区」への参入（図－2）

カラモジアはまた、ミャンマーにおける最大の反政府武装勢力で、かつてアヘン王国と言われる「シャン州ワ地区」の開発支援に着手した。従来、世界のどの NGO も入ったことがなかった地域であるが、去る2月、ワ軍指導部は「カラモジアとの連携を軸にくにづくりを進める」ことを正式決定した。具体的には地場産業の振興、農林業開発、人材育成、生活改善等の活動を支援し、ワ地区の貧困撲滅、環境保全、ケン撲滅を図ることを目的としている。ワ軍指導部としては地域の開発をミャンマー政府に頼るわけにはいかず、また

大国の政治的意図が見え隠れする国連も信用できないという事情もある。カラモジアとしてはワ軍に対しても政治的中立の立場を表明し、ワ地区が直面する問題や課題にできるだけ具体的で即実行可能な方策を提言している。ミャンマー政府の公認の下で、シャン州での開発事業が認められているカラモジアに、反政府武装勢力が開発協力の要請をしたのは、このような事情に因るものと言えよう。

しかし、カラモジアの活動はミャンマー政府の理解と協力があって初めて可能となる。過去 20 年間の紛争で 5 万人(ベトナム戦争の米兵戦死者と同数)を失ったワ軍の感情からすれば、遺恨はいつでも噴出す可能性はあるが、カラモジアのような中立的立場の NGO が参入し共に汗を流す行動によって信頼感が醸成され、ミャンマー政府との溝が埋まって行くのではないかと思われる。

Ⅲ. 平和構築への取り組み

ミャンマーにおけるカラモジアの活動は緒についたばかりだが、それでもミャンマー政府をはじめとして地元各州の積極的な反応には目を見張るものがある。民主化という政治的課題以前に、各州とも地域の開発という喫緊の大問題に直面し頭を痛めている証左と言えよう。その意味で我々が活動当初から紛争予防や平和構築といった概念を念頭において開発協力活動を行えば、同国の紛争予防や平和構築活動にそれなりの貢献ができると思われる。

1. シャン開発モデルの普及(図-1)

今後はカラモジアが南シャン州で手がける総合開発事業のモデル化と他州への普及を図り、日本政府の ODA も導入することによって「現地政府、NGO、日本政府」の官民協力による平和構築活動が可能となろう。

2. 「黄金の三角地帯」を「PBO 三角地帯へ」(図-2)

ミャンマーの場合、最大の紛争の火種は「貧困・環境破壊・麻薬」に根ざした武装勢力であり、その本拠地は麻薬の原料となるケシ栽培地帯が広がるタイ・ミャンマー・中国雲南省の国境地帯に広がる。この一帯はいつしか「黄金の三角地帯」と呼ばれてきたが、こ

の構図を平和構築のシステムに転換できない限り、紛争の火種は半永久に消えることはないと思われる。

そこで、カラモジアとミャンマー、中国の両政府は、麻薬撲滅への「基本協約」を締結し、ワ地区の貧困撲滅とケシ撲滅のために「ワ地区・北タイ・雲南省」を自由に出入りして活動を進める国境間協力を結んだ。これにより、NGO 主導の平和構築が国境を越えて進み、その成果は大きいと予想される。ワ軍は 2005 年までに「ケシ撲滅」を宣言し、国連薬物統制計画(UNDCP)と NGO(カラモジア)の参入を認めたのである。

ミャンマーと中国という大国に挟まれたワ地区(人口 60 万人)は、双方に対して不信感を持ち続けて鎖国状態にあったが、外国人としては初めてカラモジアと対面し、心を開いたのである。今後、ワ軍との信頼醸成をベースに活動が進めば、平和構築の基礎は固まり、やがて近隣のラオス、ベトナム、カンボジアへのモデル波及が期待できる可能性が見えてきている。

3. メコン河流域へ拡大(図-3)

貧困・環境破壊・麻薬撲滅をテーマに、メコン河流域国 6 カ国(タイ、ミャンマー、ラオス、カンボジア、ベトナム、中国雲南省)に国連薬物統制計画(UNDCP)と NGO を加えた麻薬撲滅国際協力会議が定例化し、カラモジアもそのメンバーである。カラモジアはミャンマー政府と反政府・少数民族武装勢力との架け橋となる実績を重ねる一方、ワ地区の麻薬と貧困の撲滅をより推進し、その成果をメコン河流域の当事国の活動支援に波及させる包括的な方向を目指している。その拠点をミャンマー(ヤンゴン)と雲南省(昆明)に定め、政府・国連と協調しつつ、平和構築活動を進める予定である。

IV. 紛争予防システムの構築(図-4)

1985 年夏、タイ東北の農村開発支援に始まったカラモジアの活動は、現在、メコン流域の 4 カ国をすでにカバーし、ここ数年にしてラオス、カンボジアでの活動に着手可能な体制を確立している。地域ネットワーク、政府トップとの信頼関係、国連との協力関係をさらに「紛争予防システム」まで昇華させるためには、NGO の力量だけでは限界がある。そこで、ある時点で「政府、国連、NGO、紛争当事者」が一堂に会して紛争予防のシステム化を協議し、地域安全保障体制の体制の確立が求められよう。

コピー印刷

麻薬・貧困の撲滅

コピー印刷

図－１、図－２

コピー印刷

図-3、図-4

2000年9月19日

サルボダヤの挑戦—民衆による平和運動

UNHCR パリナック北アジア太平洋地域 NGO 代表
森 祐次

1. 運動の基本的目標

スリランカにおける紛争は「タミルイーラム解放の虎：LTTE」や政府が問題なのではない。問題なのは暴力であり、それを助長する環境である。サルボダヤの目標は人々の意識から紛争と暴力を消し去ること、すなわち紛争というものを思考しないようにすることである。

2. 背景と平和運動概要

サルボダヤは農村開発、平和構築活動、人々の啓蒙活動など総合的な手法で開発活動を40年以上も促進してきた組織である。現在、スリランカ全土の2万1千カ村(全人口1850万人:1998年)のうち1万5千カ村以上でサルボダヤ運動が実施され、すべての民族、宗教グループが参加している。

サルボダヤは1959年以来、紛争を予防するために絶え間なく活動してきたが、1983年7月に発生した暴動以来、サルボダヤは増大する村々での緊張と全土にわたる暴力に対して、「5R運動」を推進してきた。5つのRとは「Relief：支援」「Rehabilitation：復興」「Reconstruction：再建」「Reconciliation：和解」「Reawakening：新たなる目覚め」である。

1999年8月、スリランカ政府とLTTEの敵対関係が激化する中で、サルボダヤは民衆による平和運動を「Peace Meditation：平和瞑想」いう形で実行した。この平和運動にはコロンボ市内の公園に17万人が結集し、平和を求める瞑想が行われた。これに引き続き、全国8地域で平和瞑想運動が行われ、それぞれ5千人から1万人の民衆が参加するに及び、

2000年2月末までの運動で、スリランカ全国から合計21万5千人の民衆が平和瞑想運動に参加した。今後全国で少なくとも百万人の民衆が参加するまで運動を続ける計画である。

3. 平和への展望

真の平和を勝ち得るには、暴力というものが社会の奥深くに根ざす対立によって引き起こされるということを理解しなければならない。そして真の平和を目指すには暴力のこの根源を撲滅する必要がある。武力による平和維持では真の平和はもたらされないということ認識しなければならない。

4. スリランカの紛争に関する分析

(1) 軍事分野

- ① 国内最大の軍事組織はスリランカ政府軍17万5千人。
- ② 最小の軍事組織は戦闘意欲が盛んで、粗暴で効率的であり驚くほどよく武装したゲリラ軍、LTTE。

政府とLTTEはそれぞれ「領土支配権」対「影響力」という異なった土俵で戦っているため、それぞれが勝利していると思っている。この紛争の現実から見て、双方が勝者となることはない。よって紛争は長きにわたることになる。

(2) 政治分野

平和運動家から政府・LTTE双方の強硬派までの種々の主張がまかり通り、国内の政治は混沌としている。平和を達成するためには、政治リーダー達の頑なな姿勢を超えて、村や町など地域レベルでスリランカの将来像について話し合いができるようにしなければならない。

(3) 心理的分野

政府もLTTEも人々の心に平和をもたらすことはできない。両者ともその紛争の始めから現在まで全く潔白ではないからである。

(4) 民族的・文化的分野

この紛争は民族としてのシンハリ人とタミル人の紛争ではない。大部分が理由もなく戦禍に巻き込まれたシンハリ人とタミル人の名前を借りて起こされている非常に狭い範囲の既得権争いである。スリランカにおける民族紛争は植民地化、経済的

隷従そして排他主義者達によって起こされた歴史の遺物である。シンハリ人とタミル人は平和裡に共存してきたという長い歴史がある。世界の長い歴史からも解るように、民族紛争は何十年、何世紀にわたることがある。民族紛争には勝負がないからである。仮に軍が銃撃を一時的に止めても、紛争は別の形で続行されるのである。従って民族紛争は人々の意識の中でのみ、克服されるのである。紛争をもたらす環境を変えることによって民族紛争は克服できるのである。

(5) 精神的分野

現在スリランカでは二つの紛争が起こっている。ひとつはスリランカ政府と LTTE との暴力的紛争である。もう一つは内面的なもので、世界で最も高い率を示している自殺である。今スリランカには社会全体の問題としてこの両方の紛争について呼びかける平和が必要なのである。精神的抑圧と自殺は機能していない社会の兆候である。抑圧はアルコールや麻薬そして自殺も含む内面化した暴力及びレイプや殺人そして戦争を含む外面的暴力の温床である。サルボダヤの平和運動はこの内面的、外面的紛争に対処するものである。

5. スリランカの将来への3つの選択

(1) 選択肢1：永遠なる紛争

この選択肢では紛争当事者は将来に渡って紛争を続けることになる。両当事者の一般市民への攻撃も激しくなる。経済は停滞することになる。

(2) 選択肢2：間違った平和

和平協議によって停戦がなされる。和平協定が作成され署名される。両当事者とも再軍備のために一時停戦を実施する。政府もしくは LTTE の強硬派によって和平が破られる。両当事者がそれぞれ相手が和平協定を破ったとして非難する。両当事者とも再び紛争を始める。

(3) 選択肢3：サルボダヤによる平和

サルボダヤの平和運動では精神的、心理的分野そして開発の分野で総合的に活動するので、暴力的紛争の温床がなくなるにつれて紛争も収まってくる。我々はこの国の慢性的貧困が暴力的紛争を助長する要因になっていると考えている。従って平和運動と共に経済の活性化を図っていく。すでにスリランカ国軍兵士数より多い 21 万 5 千人の人々が平和瞑想により非暴力による平和を呼びかけており、この数はさ

らに増加している。民衆のイニシアティブによるスリランカ全土にわたる平和運動と経済活性化のための民衆を中心とした開発活動を進めることによって、紛争や暴力のない平和な社会を構築できるのである。

6. サルボダヤの目標と戦略

(1) 目標

- (ア) スリランカに真の平和をもたらすこと。
- (イ) サルボダヤの村落中心開発目的に平和運動を連動させること。

(2) 目的

- (ア) 紛争に対する意識を変革する。
- (イ) 不断の紛争を導く考え方の打破。
- (ウ) 村落レベルで実施される包括的平和運動へのコミットメント。
- (エ) あらゆるサルボダヤの活動を活用した村落レベルの平和活動の実施。
- (オ) 政府や LTTE も含めた当事者達との対話。相互信頼の再構築。

(3) 戦略

- (ア) 人々の心と思考の中から紛争を取り除くために平和瞑想を活用する。
- (イ) 紛争と平和に関する人々の日々の会話を平和を導く方向に啓蒙する。
- (ウ) 感情の癒しを行う。シンハリ人とタミル人の間の橋渡しを積極的に行う。
- (エ) すべての人々の間の会話、会合、催事などで「サルボダヤの平和」について語り合う。
- (オ) どのような理由であろうと、誰がそれを犯そうとあらゆる暴力的行為に対して積極的に否定する。
- (カ) 全国で紛争によって被害を受けている人々に対して支援するために「5 R 運動」を実施する。

7. サルボダヤ平和運動（5つのステップ）

- (1) ステップ1：すべての紛争当事者が無条件に停戦する。
- (2) ステップ2：すべての当事者が癒し、和解そしてすべてのコミュニティを受け入れるように努力する。

- (3) ステップ3：すべての当事者が、怒りと暴力を燃え上がらせた過去の痛みや絶望そして被害を認め合う。すべての当事者が現在そして将来の痛みと被害を終わらせるようにする。
- (4) ステップ4：すべての当事者は暴力を生み出す経済的、社会的、精神的環境を終わらせる。
- (5) ステップ5：すべての当事者が、人々のために機能する社会をつくるための全国民レベルの対話を促進する。

(注) 本資料はサルボダヤ・シュラマダーナ・ムーブメント代表 A.T.アリヤラトネ博士執筆のペーパー“The Solution to Continuing WAR: An Overview of The Sarvodaya People's Peace Initiative”を基に、同博士の許可を得て作成したものである。

2000 年 11 月 1 日

インターバンドの活動内容と紛争予防への取り組み

インターバンド代表
衆議院議員・東海大学教授
首藤 信彦

- 1989-90 年 SAIS, CISSM 客員研究員、テロリズム研究
危機情報、紛争解決シンクタンク
- 1992 年 設立 紛争研究・危機管理研究/啓蒙
ルーマニア/黒海大学教育支援
- 1993 年 モザンビーク「銃から鋏」プロジェクト
新構想研究会→国連改革・PKO 問題・平和の課題
危機管理研究と地域紛争との接点 CARE、International Alert
→Early Warning、Emergency Resources、中東和平
LA クマール・ルベシング、
予防外交研究
国際紛争予防研究機構 IPIC 設立 武者小路公秀会長、首藤事務局長
(Institute for the Prevention of International Conflicts)
- 1994 年 ハイチ経済制裁調査→経済制裁研究
ボスニア/ユーゴスラビア経済制裁影響調査、紛争解決
北朝鮮、紛争予防
ルワンダ虐殺→ルワンダ国民再融和委員会 (RRSC)
→Reconciliation
- 1995 年 ルワンダ調査→紛争後平和再建 PCPB、正義問題
アフリカ平和再建委員会 ARC
(Africa Reconciliation Committee)

イラク経済制裁調査
ハイチ選挙監視→PCPB と民主主義
1996 年 ルワンダ調査→ハグルカ支援
ジェンダー、孤児、仕事創造、実験性、バナナリーフカード
地雷問題→JCBL
1998 年 カンボジア選挙、ANFREL との接点
カンボジア地雷除去の社会影響調査
小型武器問題
1999 年 世界銀行小型武器会議、IFES との接点
インドネシア選挙
東ティモール住民投票
マレーシア選挙
スリランカ選挙

2000年12月18日

地雷と紛争予防

特定非営利活動法人難民を助ける会専務理事
長 有紀枝

1. 対人地雷の特徴…他の通常兵器から区別するもの

- 残留性、無差別性、怪我の残虐性
- 紛争終結後の和解、信頼醸成を遅らせる地雷の特徴

2. 対人地雷問題の現状

対人地雷禁止条約署名式(1997年12月)から3年、発効(1999年3月)から約2年

3. 紛争予防と地雷

① 一般的な紛争予防のための軍事的措置～軍備管理条約の締結と履行

「予防外交と日本の役割—アクション・メニュー」(財)日本国際フォーラム 1.4 より

- 軍縮はあくまで軍備削減が目的であり、紛争予防とは別
- しかし、軍縮条約の締結により武力衝突で使用される武器の種類や数量が制限され、その結果危害の規模も縮小され、武力衝突自体も起こりがたくなる

これらを実現するために

- 対人地雷禁止条約普遍化
- 対人地雷禁止条約履行監視
- 保有(貯蔵)地雷の破壊…現在105カ国に2億5千万個

② 紛争終結後の再発予防のための軍事的措置としての対人地雷の除去

「予防外交と日本の役割—アクション・メニュー」4.4 より

- 紛争終結後の対人地雷の除去～市民生活を軌道に乗せる上で重要な措置
- 一般人の不安感、不信感などを除去することにより紛争再発を予防するという意味でも重要



③ 非軍事的措置としての対人地雷の除去

- 軍事問題ではなく人道問題としての対人地雷の除去
→除去活動の主体：軍ではなく NGO、国連など
- 開発・復興の1段階として的人道的地雷除去作業
- 信頼醸成に不可欠
- 除去要員同士の融和？
- 紛争予防に貢献しない地雷除去ーボスニア・ヘルツェゴビナの場合

4. ICBL(地雷禁止国際キャンペーン)の活動

- 現在 70 カ国の 1100 以上の NGO が加盟する緩やかな連合体
- 廃絶活動、被害者支援、地雷除去活動が活動の 3 本の柱
- Jody Williams さんを国際大使とし、調整委員 14 団体が運営
- Landmine Monitor…
地雷禁止条約の履行状況の監視、世界の対人地雷関連情報を報告

5. 難民を助ける会の活動

【地雷に関する活動方針】

フィールドでの被害者支援・地雷除去活動をもとに廃絶活動を行う

- 啓発活動：「地雷ではなく花をください」絵本シリーズの発行、全国の自治体、学校などに講演、パネル、ビデオの貸し出しなど
- 地雷・不発弾の除去作業…1996 年 9 月より、カンボジア、アフガニスタン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボにて実施

- 被害者支援事業…カンボジア、ミャンマー、ラオスにて実施（障害者用職業訓練と車椅子の製造）
- 地雷回避教育…ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボにて実施
- 廃絶活動…日本政府への働きかけ、条約普遍化
11月22日、外務省、日本国際問題研究所軍縮不拡散促進センターと共催でランド
マインモニターセミナーを主催
- ICBL 調整委員会メンバーとして運営に参画
- ICBL Landmine Monitor 中国担当として、中国政府に対する働きかけ
- 滋賀県新旭町とタイのラプブリ市を姉妹都市に（保有地雷の破壊）
- Survey Action Center 作業部会メンバーとして社会経済的インパクト調査の実施
（国連=UN Mine Action Service と世界の NGO10 団体からなるグループ）

2000 年 12 月 18 日

JICA の紛争予防への取り組み

国際協力事業団（JICA）環境・女性課長

黒澤 啓

環境・女性課ジュニア専門員

小向 絵理

1. 紛争予防における開発援助の重要性

- 紛争により、長期の開発の成果が短期間で破壊され、その復興と開発には多大の時間と労力、資金を要する。
- 紛争は、本来民生の向上や経済開発に向けられるべき資金やエネルギーの浪費を招き、開発促進にとっての大きな阻害要因。
- 開発援助は、貧困撲滅や社会開発分野への投資、長期的な経済開発や制度構築などを通じて、紛争要因を未然に除去したり紛争の再発を防ぐための、有効な手段の一つである。

2. わが国の対応

- 中期政策（1999 年 8 月）：「紛争と開発」が重点課題の一つとして取り上げられ、我が国が紛争予防・紛争後の復興のために今後も積極的な役割を果たしていく必要性を強調。
- 九州・沖縄サミット（2000 年 7 月）「紛争予防のための G8 宮崎イニシアティブ」：紛争前から紛争後まで全ての段階で、紛争予防への一貫した努力がなされるような包括的アプローチの必要性を確認。
- アクション・フロム・ジャパン：紛争予防の各段階における援助の強化及び NGO との連携促進を強調。

3. 開発援助による紛争予防への取り組み

- 行政制度整備、安全保障部門改革、DDR（武器回収、動員解除、社会復帰）、小型武器規制、選挙支援、再融和、民主化支援、人権擁護、メディアの支援、平和教育、貧困削減、経済の適正配分。

4. JICA による紛争予防の事例

- 行政制度整備：「行政管理」「地方行政」等の研修、行政分野の専門家派遣。
- 安全保障部門改革：「犯罪防止」「国際捜査セミナー」「税関行政」等の研修、警察、司法分野の専門家派遣、交番制度導入、中米高等警察研修所での研修「コミュニティー警察」の実施等。
- DDR（武器回収、動員解除、社会復帰）：モザンビーク「除隊兵士再定住地域村落開発調査」、カンボジア「除隊兵士自立支援」専門家派遣。
- 選挙支援：カンボジア総選挙選挙監視（1998年、企画調査員／専門家2名）、インドネシア総選挙選挙監視（1999年、専門家20名）。
- 民主化支援：民主化セミナー（1999年度－タジキスタン、東アフリカ、2000年度－アフリカ地域、タジキスタン）、法整備支援（カンボジア、ベトナム）。
- メディアの支援：テレビ／ラジオ番組の作成、機材整備。
- 貧困削減、環境保全に資する開発援助。

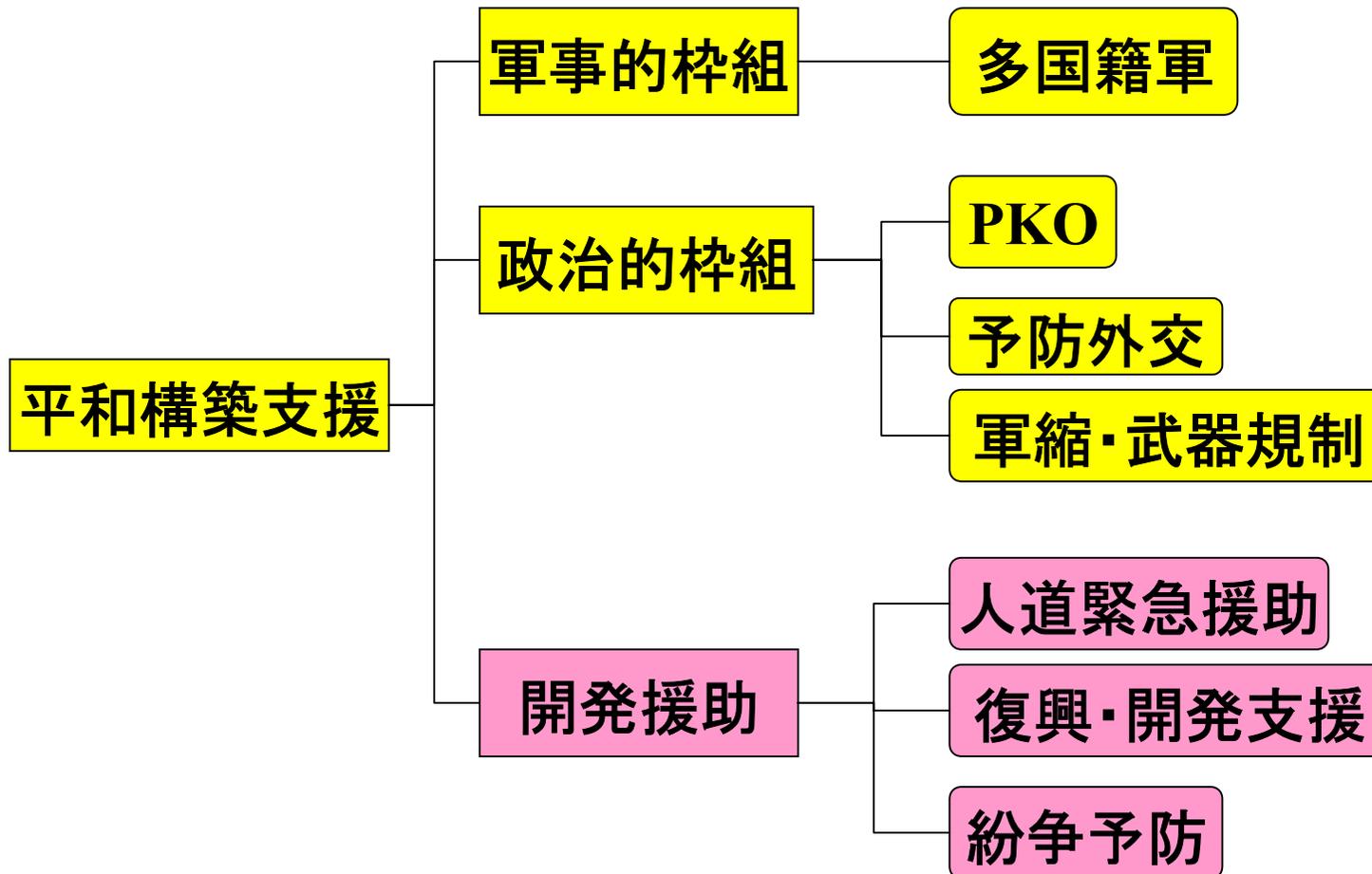
パワーポイント図表

JICAの平和構築への取組み

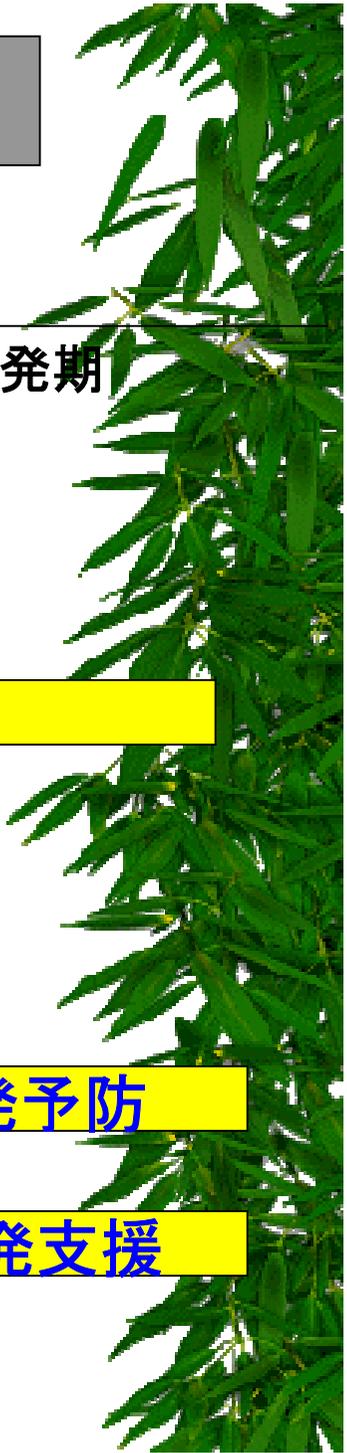
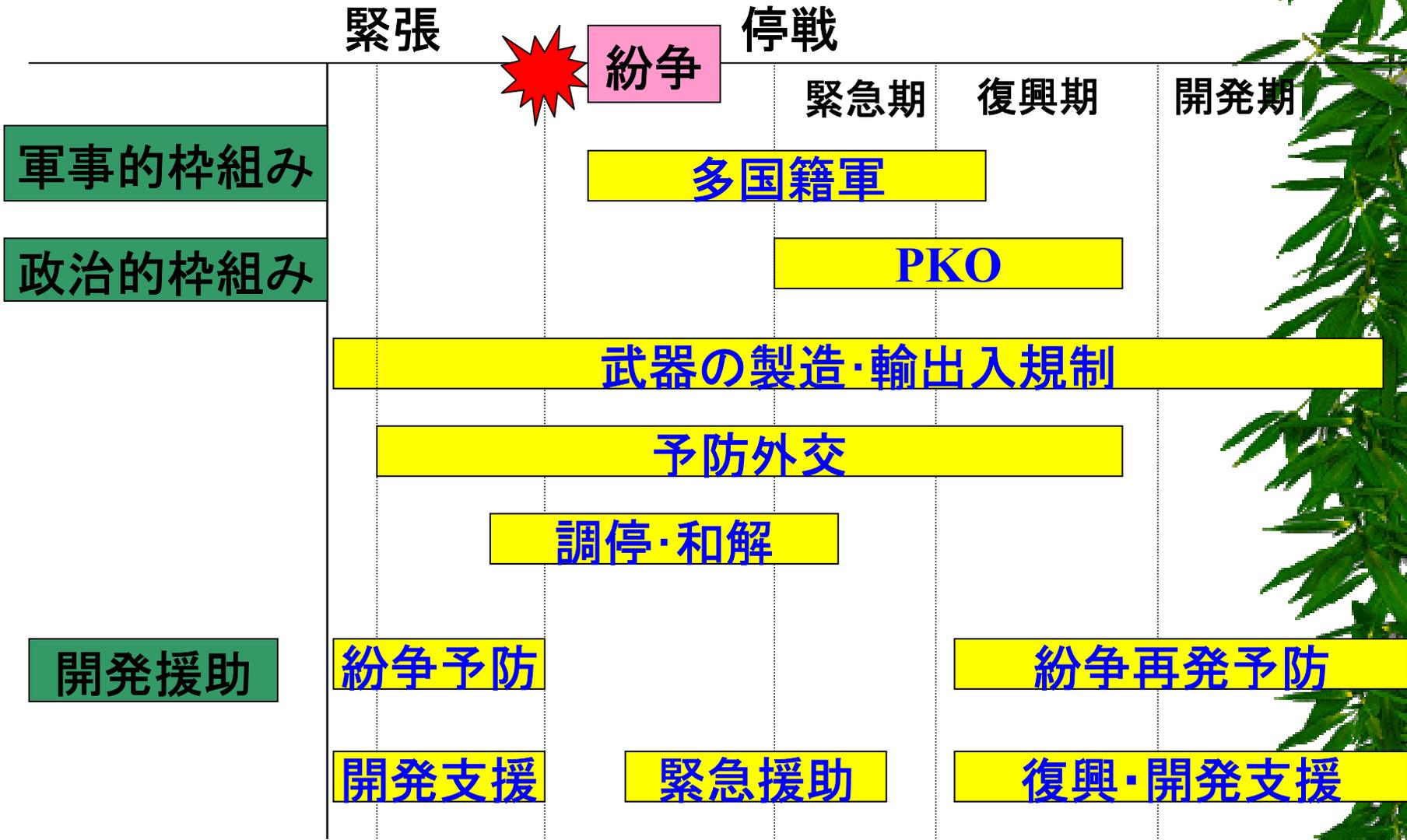
JICA企画・評価部環境・女性課
黒澤 啓、小向 絵理



平和構築支援の枠組み



平和構築支援のプロセス



復興開発

- 基礎インフラの整備
- 難民の帰還促進
- 帰還民の職業訓練及び雇用促進
- 地雷除去・被災者支援
- 経済インフラと社会サービスの整備

紛争再発予防

- 安全保障部門改革(SSR)
- DDR(元戦闘員の武装解除・動員解除・再統合)
- 選挙監視



紛争予防

安全保障部門改革
DDR(武器回収/
動員解除/社会復帰)
小型武器規制

行政制度整備
民主化支援
選挙支援
人権擁護
メディアの支援

再融和
平和教育
貧困削減
経済の適正配分



JICAによる紛争予防の取り組み

行政制度整備

行政管理・地方行政等の研修
行政分野の専門家派遣

安全保障部門 改革

犯罪防止・国際捜査セミナー・
税関行政等の研修
警察、司法分野の専門家派遣
交番制度導入
中米高等警察研修所でのセミナー
「コミュニティー警察」の実施

DDR

モザンビーク
「除隊兵士再定住地域村落開発調査」
カンボジア「除隊兵士自立支援」

JICAによる紛争予防の取り組み

選挙支援

カンボジア総選挙
(98年、企画調査員／専門家2名)
インドネシア総選挙
(99年、専門家20名)

民主化支援

民主化セミナー
99年度-タジキスタン、東アフリカ
2000年度-アフリカ地域、タジキスタン
法整備支援
(カンボジア、ベトナム)

メディアの支援

テレビ／ラジオ番組の作成、機材整備

貧困削減、環境保全に資する開発援助